省令

○環境省令第十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の二の二及び第十五条の二の三の規定に基づき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十一月十日

環境大臣　小沢　鋭仁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の五第一項第二号カ[illegible]省令で定め[illegible]に改め、同[illegible]

イ　[illegible]は同[illegible]

ロ　排[illegible]さ[illegible]

中の[illegible]

ハ　同[illegible]以[illegible]

あつ[illegible]

含有[illegible]

及び[illegible]

し、[illegible]

第十二条[illegible]

項第二号カ[illegible]

第十二号に[illegible]

第五項第二[illegible]

む。）を加え、同号ニ(1)中「排ガス」の下に「（令第七条第十二号に掲げる施設に係る第十二条の七第五項第二号ロ及びハの規定による測定の場合にあつては、試料とする。以下この号において同じ。）」を加え、同条第四号ロ中「並びに第十五項第二号ニ」を「、第十五項第二号ニ」に、「、第五号ニ」を「並びに第五号ニ」に改め、同号ハ中「、第六号ヘ」を「並びに第六号ヘ」に、「並びに第十五項第二号ヘ」を「、第十五項第二号ヘ」に、「並びに第五号ト」を「並びに第五号ト」に、「並びに第十六項第二号」を「、第十六項第二号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十一年十一月二十四日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して六月を経過する日までの間におけるこの省令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可を受けている者又は許可の申請をしている者の当該許可又は当該申請に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第十二号に掲げる産業廃棄物処理施設に係る法第十五条の二の二に規定する維持管理の技術上の基準については、この省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する施行[illegible]

○総務省告示第五百十四号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、宝飯郡小坂井町を廃し、その区域を豊川市に編入する旨、愛知県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年十一月十日

総務大臣　原口　一博

次生六年[illegible]

わ新条七る中十ま[illegible]

例第[illegible]

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人環境再生保全機構に関する省令（平成十六年環境省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一号中「中小企業者であり、かつ、」を「中小企業者のうち、」に、「会社」を「一又は二以上の会社」に、「二分の一未満であるもの」を「二分の一以上である者及びその者との間にその者による完全支配関係（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四条の二に規定する完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）がある者並びに大企業者との間に当該中小企業者又は大企業者による完全支配関係がある者を除いたもの」に、「高圧トランス若しくは高圧コンデンサ又は電気機器のうち重量が十キログラム以上のものがポリ塩化ビフェニル廃棄物となつたもの」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く）に使用された絶縁油であつて、微量のポリ塩化ビフェニルによつて汚染されたものが廃棄物となつたもの及び当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつた。次号及び第四号において同じ。）」に改め、同条第二号中「高圧トランス若しくは高圧コンデンサ又は電気機器のうち重量が十キログラム以上のものがポリ塩化ビフェニル廃棄物となつたもの」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」に改め、同条第四号中「（高圧トランス若しくは高圧コンデンサ又は電気機器のうち重量が十キログラム以上のものが廃棄物となつたものに限る。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十一年十一月二十四日から施行する。

告示

○総務省告示第五百十三号

市村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、下閉伊郡川井村を廃し、その区域を宮古市に編入する旨、岩手県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年十一月十日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第五百十四号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、宝飯郡小坂井町を廃し、その区域を豊川市に編入する旨、愛知県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十一年十一月十日

総務大臣　原口　一博